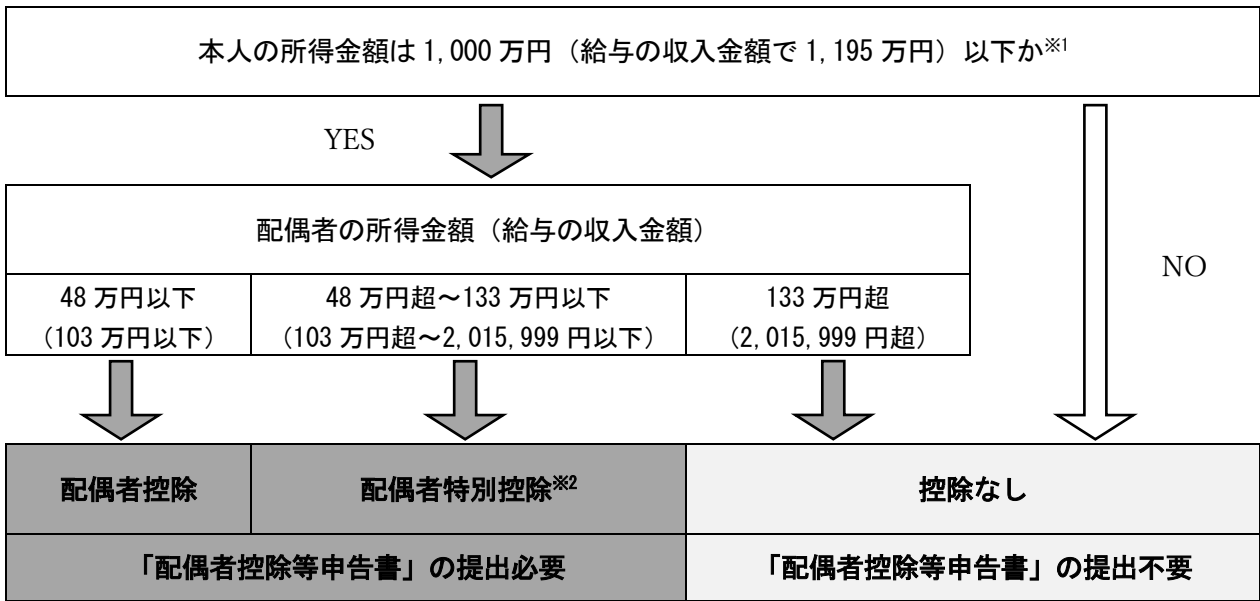


■ 配偶者控除等申告書の提出の要否判定フロー



※1 所得者本人から提出された基礎控除申告書により判定します。

本人が所得金額調整控除の適用がある場合には、給与の収入金額で 1,210 万円以下となります。

※2 配偶者特別控除額は、61 ページを参照してください。